

令和2年10月30日

町内幼稚園、小学校、中学校保護者 様

里庄町教育委員会
教育長 杉本 秀樹

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について

清秋の、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本町の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に対しましても、ご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、秋を迎え、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）流行期が近づいて参りました。現在、里庄町立学校園では、インフルエンザに罹患し、出席停止となった場合、再登校園に当たっては、原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出することとしております。

このたび、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために、医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、浅口医師会の指導のもと、治癒証明書の取扱いを次のとおり変更しますので、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

記

(1) インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

インフルエンザに罹患した園児・児童・生徒の再登校園に当たっては、原則として治癒証明書の学校園への提出は不要とし、その代替として、保護者が作成する罹患報告書（別添様式）を学校園に提出してください。

※罹患報告書（別添様式）と記入例については、今回の通知文をご覧ください。また、里庄町教育委員会のホームページからダウンロードができます。

(2) その他の感染症に係る治癒証明書の取扱いについて

学校保健安全施行規則第18条に規定するインフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書の取扱いについては従前通りとし、原則として、医師の証明書への記入の後、学校園に提出してください。

(3) その他

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について、教育委員会から学校園、保護者に対して周知し、令和2年11月1日より取扱いを開始いたします。